

令和3年2月3日
自動車局貨物課

「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業」 を実施します！！

令和2年度補正予算に係る「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業」の申請受付を2月19日（予定）から開始いたします。

国土交通省では、新規投資の余力がなく、経営環境が厳しい状況にある中小トラック運送事業者に対し、荷役作業の効率化（荷役時間の短縮・荷役負担の軽減）等に資する機器の導入費用の一部を補助する「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業」を実施します。

当該機器の導入を促進することにより、労働生産性の向上・多様な人材の確保を図り、働き方改革を推進します。

※補助事業の執行団体：公益社団法人全日本トラック協会

◆申請受付期間（予定）：令和3年2月19日（金）～3月11日（木）

※補助金申請額が予算額（1.4億円）を超過した場合、補助金が交付されない場合があります。

◆支援内容

令和2年12月15日～令和3年3月31日の間に以下の対象機器を導入したトラック運送事業者に対し、導入費用の一部（通常機器価格の1/6）を支援。

<対象機器>

- ①テールゲートリフター（トラック車両後部に装着する昇降機）
- ②トラック搭載型クレーン（トラック車両の荷台等に装着する移動式クレーン）
- ③トラック搭載用2段積みデッキ（トラック車両内部に設置する組立用デッキ）

詳細については、後日、公益社団法人全日本トラック協会のホームページにおいて公表します。（https://www.jta.or.jp/yushi_jyosei/jyosei/tgl2021announcement.html）

【問い合わせ先】

自動車局貨物課 有馬、松浦
代表：03-5253-8111（内線 41322）
直通：03-5253-8575
FAX：03-5253-1637